堺ラグビースクール 怪我発生時の保険請求フローチャート

2010/7/1作 成 2010/12/1一部改正 2011/4/24改 正

2014/7/1実態にあわせて一部改正

堺ラグビースクール総務委員会

- ☆ 怪我が発生したときには、当事者(生徒もしくは保護者)は、速やかに当該学年リーダー(サブリーダー)または各学年安全対策委員に報告する。
- ☆ 怪我発生時の保険会社への請求は、基本当事者が行うこととする。

「報告時 フローチャート」

練習および当スクールが関与している行事に参加もしくは参加するための道中にて怪我が発生した時

